

改正

平成11年3月31日規則第13号

平成11年3月31日規則第14号

平成14年3月15日規則第6号

平成15年3月25日規則第16号

平成18年1月20日規則第4号

平成23年4月1日規則第12号

令和3年3月29日規則第9号

敦賀市立やまびこ園の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、敦賀市社会福祉施設設置及び管理条例（昭和43年敦賀市条例第24号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、敦賀市立やまびこ園（以下「施設」という。）の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第6条第2項の規定により申請しようとするものは、市長が指定する日までに、指定管理者申請書（様式第1号）及び申請資格に係る申立書（様式第2号）により行われなければならない。

2 条例第6条第3項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第6条第2項の規定による申請がない場合又は条例第7条各号に掲げる基準に適合するものがない場合
- (2) 条例第7条の規定により指定する前に、指定することが不可能となった場合又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消した場合であって、新たに指定管理者を指定するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定のものに管理を行わせる必要があると市長が特に認める場合

(指定の基準)

第3条 条例第7条第4号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行うものでないこと。
 - (3) 敦賀市公金を滞納していないものであること。
 - (4) 敦賀市内に主たる事務所を置き、又は置こうとするものであること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理の業務を行うために必要なものとして別に定める基準
- （変更の届出）

第4条 条例第8条第2項の規定による変更の届出は、指定管理者名称等変更届出書（様式第3号）によりするものとする。

（休所日）

第5条 生活介護を目的とする施設の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
- （事故の措置及び報告）

第6条 指定管理者は、次の各号の一に該当する事態が発生したときは、必要な措置を講じ、速やかに福祉事務所に報告しなければならない。

- (1) 条例第4条の表中に掲げる障害者支援施設の入所者（以下「入所者」という。）が死亡したとき。
 - (2) 入所者が入院したとき。
 - (3) 無断で外泊したとき。
 - (4) その他特に報告を要すると認められる事故が発生したとき。
- （災害防止）

第7条 指定管理者は、災害防止に留意し、災害防止計画を定めるものとする。

（弁償）

第8条 指定管理者は、入所者が故意又は重大な過失により備品等設備に損害を与えたときは、入所者又は保護者に弁償させることができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、施設の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(敦賀市立精神薄弱者通所授産所管理運営規則の廃止)

- 2 敦賀市立精神薄弱者通所授産所管理運営規則（平成元年敦賀市規則第4号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに旧規則の規定によりなされた入所措置は、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成11年3月31日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第14号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月15日規則第6号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日規則第16号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年1月20日規則第4号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第12号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)
様式第1号(第2条関係)

申 請 書

年 月 日

敦賀市長 殿

法人・団体名

住 所

代 表 者 名 印

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

施 設 の 名 称	敦賀市立やまびこ園
施設の所在地	敦賀市長谷47号21番

2 提出書類

- ☐ 法人の登記事項証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)
- ☐ 団体が非法人の場合、代表者の身分証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)
- ☐ 法人の印鑑証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)
- ☐ 団体が非法人の場合、代表者の印鑑証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)
- ☐ 申請資格に係る申立書(様式2)
- ☐ 敦賀市税の納税及び納付証明書(募集要項の配布開始日以降に交付されたもの)又は敦賀市税その他公金の納税等の義務がない旨を記載した申立書(所定の様式又は様式2)
- ☐ 事業計画書(様式3の1～3の8)
- ☐ 提案事業・自主事業計画書(様式4の1、4の2)
- ☐ 管理に係る収支計画書(様式5)
- ☐ 団体の直近3事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の直近3事業年度の貸借対照表又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の直近3事業年度の勘定科目内訳明細書、財産目録又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類

- ☐ 団体の定款若しくは寄附行為又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の事業報告書又はこれらに相当する書類
- ☐ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ☐ 類似の事業(官公庁から委託を受けた事業等)の活動実績に関する書類
- ☐ 福祉施策に関する取組状況(様式6)
- ☐ その他

※ 提出書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

担当課、担当者氏名等：	課	係（担当：	）
住所：〒 —			
電話：	—	ファックス：	—
(電子メールアドレス：		)	

様式第2号(第2条関係)
様式第2号(第2条関係)

申請資格に係る申立書

年 月 日

敦賀市長 殿

法人・団体名 _____

住 所 _____

代 表 者 名 _____

敦賀市立やまびこ園の指定管理者の募集に係る申請資格について、下記のとおり申請します。

記

☐ 敦賀市税その他公金の納税又は納付義務がない。

☐ その他

※ 該当する項目にレ点を記入すること。

指定管理者名称等変更届出書

敦賀市長 殿

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者職氏名
電話番号

次のとおり変更したので、敦賀市立やまびこ園の管理及び運営に条例施行規則第4条の規定により、届け出します。

記

管理を行っている施設の名称

変更の内容 変更前
変更後

変更年月日 年 月 日

※ 登記事項証明書等変更を証する書類を添付すること。